

個人情報保護委員会 規制の事前評価書

(要配慮個人情報に関する規定の整備)

所管部局名：個人情報保護委員会事務局

電話番号：03-6457-9748

e-mail：g.hourei@ppc.go.jp

評価実施時期：平成28年7月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

個人情報保護法では、個人情報を取り扱う際には、利用目的の通知・公表等を行ってれば、取得についての同意は不要としている。

しかしながら、取得され、取り扱われることによって差別や偏見を生むおそれがあるような情報については、その取得に際して本人が関与できるようにすべきと考えられる。

そこで、改正個人情報保護法では、その取扱いによっては差別や偏見を生じるおそれがある個人情報を類型化して「要配慮個人情報」と定義し、本人の同意を得ない取得を原則として禁止することとした。

要配慮個人情報とは、法律で人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実が列挙されているほか、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」ものを政令で定めることとされている。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設又は改廃の目的

法定事項のほかに要配慮個人情報とすべきものを政令で定めることで、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益の発生を防ぐことを目的とする。

②新設又は改廃の内容

要配慮個人情報となる記述等として次の情報を規定。

- ・身体障害、知的障害及び精神障害等
- ・医療従事者等により行われた健診結果その他の検査の結果
- ・医療従事者等により指導、診療又は調剤が行われたこと
- ・逮捕及び捜索等の刑事手続に関する手続が行われたこと
- ・調査及び観護の措置等の少年保護に関する手続が行われたこと

③新設又は改廃の必要性

上記の記述等を含む個人情報を取得する際には本人同意を取得することを原則義務化し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益の発生を防ぐためには、政令において明確に規定する必要がある。

(3) 関連する主要な政策

特になし。

(4) 根拠法令

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項

(5) 法令の名称・関連条項とその内容

- ・ 個人情報の保護に関する法律施行令改正案第 2 条（要配慮個人情報）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

要配慮個人情報については、(a) その取得に際して本人の同意を得ることが必要になるとともに、(b) オプトアウト手続による第三者提供が禁止される。そのため、今回の政令案で要配慮個人情報として規定される情報を消費者から取得する事業者や、当該情報を従来はオプトアウト手続によって第三者に提供していた事業者においては、その取得又は提供についての同意を得るために必要な説明や同意書等の書面の作成等が必要になる。

② 行政費用

個人情報の取扱いを規制する個人情報保護委員会においては、今回の政令案で列挙される要配慮個人情報の意味するところや、要配慮個人情報の取扱いに際しての留意点等をガイドライン等において示す費用が発生する。また、要配慮個人情報の適正な取扱いが確保されているかの確認と是正を図るための措置を講ずる費用が恒常的に発生する。

③ その他の社会的費用

特に想定されない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

個人情報取扱事業者においては、今回の政令案で列挙される要配慮個人情報について、取得及び提供の段階で本人の同意を取得することとなるため、不当な差別や偏見につながるおそれのある情報を本人の意向を踏まえて取り扱うことにより、本人からの信頼感、ひいては社会全体からの信頼感の醸成に資することが見込まれる。

② 行政便益

特に想定されない。

③ その他の社会的便益

今回の政令案で列挙される要配慮個人情報について、取得及び提供の段階で本人の同意を得ることとなるため、不当な差別や偏見につながるおそれのある情報が本人の関知しないところで取り扱われることが防止されることにより、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益の発生が防止される。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

遵守費用は個人情報取扱事業者における本人同意の取得に要する費用であるところ、特に本人から直接情報を取得する事業者においては、当該費用の規模は限定的となると想定される。

他方、社会的便益は本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益の発生の防止という多大なものであり、また、事業者においても信用度の向上という遵守便益が見込まれる。

以上から、発生する費用に比して発生する便益の方が大きいと考えられるため、今般の政令による要配慮個人情報に関する規定の整備は妥当と考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

要配慮個人情報とすべきものを法定事項に準ずるものとして政令で定めることで、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにすることが政策目的であるため、政令で規定する以外の代替案は想定されない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

特になし。

6. レビューを行う時期又は条件

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）附則第 12 条第 3 項において、施行後 3 年ごとの見直しが規定されている。

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）

附 則

第 12 条

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。